

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 情報通信格差是正事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に対し、情報通信格差是正事業（以下「是正事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、情報通信の格差を是正するとともに、高度情報通信ネットワークの基盤整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、地域イントラネット基盤施設整備事業とは、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業であって、地域情報化推進の拠点となる地域において都道府県、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）又は複数の市町村にまたがる区域における当該区域の都道府県若しくは市町村の連携主体（単一の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行うものをいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に補助する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり1,000万円をそれぞれ下限とする。

区	分	額	対象となる 都道府県等
地域イントラネット基盤施設整備事業	都道府県又は市町村が当該事業を行う場合（合併後の市町村が合併年度及びこれに続く1か年度に当該事業を行う場合又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づき離島として指定された島内及び当該地域への接続に係る事業（以下「離島事業」という。）を除く。）	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村（沖縄県又は沖縄県に所在する市町村を除く。）
		補助対象経費の2分の1に相当する額	沖縄県又は沖縄県に所在する市町村
	合併後の市町村が合併年度及びこれに続く1か年度に当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該市町村
	当該事業を行う第三セクター法人に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の4分の1以上を補助する場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の4分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村
	都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体が当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の3分の1に相当する額	当該都道府県、政令指定都市又は中核市からなる連携主体
	上欄以外の都道府県又は市町村の連携主体が当該事業を行う場合（離島事業を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額	当該都道府県又は市町村の連携主体
都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が当該事業を行う場合（離島事業に限る。）	補助対象経費の3分の2に相当する額	当該都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体	

	当該事業を行う第三セクター法人 に対し、都道府県又は市町村が補 助対象経費の3分の2以上を補助 する場合（離島事業に限る。）	補助対象経費 の3分の2に 相当する額	当該都道府県 又は市町村
--	---	---------------------------	-----------------

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体（第8条において「都道府県等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定通知を受けた都道府県等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当

するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(イ) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ウ) 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業を行う者が第三セクター法人である場合にあっては様式第8号、都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体である場合にあっては様式第8号の2による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条

の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者(地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体を除く。)は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人に交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を大臣に提出しなけれ

ばならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18条 補助事業者（地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体を除く。以下この条において同じ。）は、地域イントラネット基盤施設整備事業を行う間接補助事業者である第三セクター法人に補助するときは、第8条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- (1) 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事又は市町村の長（次項において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (2) 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (3) 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により第三セクター法人から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(直接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 第18条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第12号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。

ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が取得した土地については、前項による取得財産の処分によるほか、総務省所管補助金等交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

第21条 補助事業者（地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体を除く。次項において同じ。）は、是正事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該是正事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体に、是正事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。
- 4 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。
- 2 平成13年度から平成16年度までの各年度に限り、旧過疎地（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第29条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）のうち過疎地以外のものについては過疎地とみなし、本要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業、都市受信障害解消施設整備事業、地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業については、なお従前の例による。

ただし、地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業については、改正後の情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条の適用並びに第21条第3項及び第4項の規定の準用があるものとする。この場合において、第21条第3項中「当該事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体」とあるのは、「地域イントラネット基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村又は広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行う都道府県若しくは市町村の連携主体」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

別表

事業の区分	経費区分	内容
地域イントラネット基盤施設整備事業	(1) 施設・設備費	ア 地域イントラネット基盤整備に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) センター施設 (イ) 映像ライブラリー装置 (ウ) 送受信装置 (エ) 構内伝送路 (オ) 双方向画像伝送装置 (カ) 伝送施設 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注 1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付申請書

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注 1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

（注 2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

別紙 1 の 1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）

別紙 1 の 2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）

4 添付資料

(1) 都道府県及び市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

(2) 是正事業に要する経費の見積書（注 3）

(3) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が行うものについては、

① 当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する全都道府県及び市町村を列記したもの

- ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県又は市町村が、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注４）
- (4) 工事概要書
別紙２

（注３）第三セクター法人が是正事業を行う場合には補助事業者である都道府県又は市町村に提出されたものの写し。

（注４）連携主体を構成する全ての都道府県又は市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

補助事業の概要

第三セクター法人 名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率		事業費 ①+②	財 源 内 訳	
			都道府県補助金① (注)	第三セクターの負 担額②
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計				

備 考

(注) 補助事業者が市町村の場合の「都道府県補助金」については「市町村補助金」と読み替えるものとする。

補助事業の概要

都道府県名又は市 町村名 代表者氏名 (注 1)	(注 1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要 (注 2)	(注 2)
----------------------	-------

(千円)

国庫補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
合 計		

備 考 (注 3)

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事 (又は市町村長) 」

と記載すること。

(注 2) 地方公共団体の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域において行われる施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。

(注 3) 地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記載する。

工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名

印(注 1)

1 設置場所 ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地
(都道府) (市) (村)

2 施設の内容

(1) 延べ床面積 ○○○. 〇㎡ (注 2)

(2) 設置される施設の概要

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手 (予定) 年月日 年 月 日

(2) 完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 資金計画

(千円)

収 入		支 出 (事 業 費)	
財 源 内 訳		経費区分	
補 助 金	交付 (予定) 額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
借 入 金			
事業者等の負担金			
その他 () (注 3)			
小 計			
合 計		合 計	

5 添付図面

(1) 用地付近の見取図

(2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略) (注 2)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事(又は市町村長) 印 」

と記載すること。

(注2) 施設の改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

(注3) 財源の内容を記入する。

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日
都道府県知事（又は市町村長）（注） 殿
総務大臣 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1の1又は別紙1の2のいずれかのおりとする。
 - 別紙1の1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）
 - 別紙1の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）
- 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

4 補助金の交付の条件は、別紙2の1又は別紙2の2のいずれかのおりとする。

別紙2の1（事業を行う者が第三セクター法人の場合）

別紙2の2（事業を行う者が都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の場合）

別紙 1 の 1 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

第三セクター法人 名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

国庫補助金申請額 (①+②) × 補助率		事業費 ①+②	財源内訳	
			都道府県補助金① (注)	第三セクター法人 の負担額②
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計			()	

備 考

(注) 補助事業者が市町村の場合の「都道府県補助金」については「市町村補助金」と読み替えるものとする。

別紙 1 の 2 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

都道府県名又は 市町村名 代表者氏名 (注)	(注)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

国庫補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
合 計		

備 考

(注) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事 (又は市町村長) 」
と記載すること。

別紙 2 の 1 (様式第 2 号関係)

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者である第三セクター法人に交付しなければならない。
- (9) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (10) 第三セクター法人に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ア 第三セクター法人が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者である都道府県の知事又は市町村の長（次号において「知事等」という。）の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - イ 第三セクター法人が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ウ 第三セクター法人は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 第 10 号により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ

大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (12) 第10号により第三セクター法人から補助事業者に財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

別紙 2 の 2（様式第 2 号関係）

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は市町村（地方公共団体の連携主体にあつては、「都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村」とする。以下(10)及び(11)において同じ。）が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 都道府県又は市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 都道府県又は市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業の一部を変更する必要があるため、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印

」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合計		

備考（注2）

（注2）地方公共団体の連携主体が行う場合は、本変更承認申請書に係る変更後の国庫補助金申請額を除いた事業費についての、当該補助事業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記入する。

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

様式第5号（第9条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第6号（第10条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

補助事業状況表

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合 計					

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
都道府県補助金 （注1）			
うち国庫補助 金充当額			

（注1）市町村が補助事業者の場合の「都道府県補助金」については、「市町村補助金」と読み替えるものとする。

2 是正事業の実施状況（注2）

第三セクター法人 名	
代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 整備事業の目的・概要

事業の目的	
事業の概要	

4 是正事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
第三セクター法人の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
その他 () (注3)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注3) 財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額 及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第8号の2（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 是正事業の実施状況（注2）

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業の目的・概要

事業の目的	
事業の概要（注3）	

（注3）地方公共団体の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域において行われる施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。

4 是正事業収支総括表

（円）

収 入			
補 助 金	交付決定年月日	概算払年月日	精算払年月日
	交付決定額	概算払金額	精算払金額
都道府県、市町村又は 都道府県若しくは市町 村の連携主体の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
その他（ ） （注4）			
小 計			
合 計			

（円）

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

（注4）財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額 及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第9号（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長）（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

記

1 補助金の確定額は、金 , 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合計	

様式第10号（第14条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返 還）額①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

様式第 11 号（第 16 条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 13 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注 2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第18条第2項、第19条第1項、第20条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注1）

情報通信格差是正事業費補助金に係る財産処分 申請書
届出

平成 年度において、情報通信格差是正事業により取得した施設の財産処分を行いた
いので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。
届出ます。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長） 印 」

と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- （1） 施設の名称
- （2） 施設設置者（事業主体）の名称
- （3） 施設の所在地
- （4） 事業費
 - （ア） 国庫補助金
 - （イ） 都道府県負担金
 - （ウ） 市町村負担金

4 処分の概要

- （1） 処分しようとする相手方（注2）
- （2） 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図
面等を添付すること。）
- （3） 処分の期間（注3）
- （4） 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に
伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る
財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第79号）に定める額を記入す

る。)

5 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

取壊し又は廃棄の場合は、目的外利用、譲渡、貸与、担保等により取得財産の活用が困難であることを証明するもの

（注2）取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

（注3）譲渡、取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 定義について

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条の「地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業」（以下この項において「施設整備事業」という。）には、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、ITビジネスモデル地区（総情地第213号（平15.1.16）「ITビジネスモデル地区構想について」通達により総務大臣が指定した地区をいう。）に係る施設整備事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を当該都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させること、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱第3条第2号に規定する加入者系光ファイバ網設備整備事業を併せて行う市町村が、施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を当該市町村以外の者に利用させること、施設整備事業を行う都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の整備の事業を行う者に利用させること並びに都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を高速・超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系設備の整備の事業又は移動通信用の無線局の開設に必要な中継系伝送路の整備の事業を行う者に利用させることを含むものとする。

また、施設整備事業において、上記以外の都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部に未利用部分が生じた場合には、当該都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させることができる。

2 交付額について

交付要綱第5条の表において「第三セクター法人に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の4分の1以上を補助する場合」のように規定する場合の「補助対象経費の4分の1以上」には、情報通信格差是正事業に関し国が都道府県又は市町村に交付する補助金充当額が含まれる。

3 交付の申請について

(1) 交付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

- (2) 様式第1号の添付資料のうち、市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該補助事業の伺い定め文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

4 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

5 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の1の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

6 財産処分について

交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

- (1) 以下の要件を満たす財産処分である場合。
 - ① 国庫補助事業完了後10年を越える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - ② 補助事業者と同一の都道府県、市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び都道府県又は市町村の連携主体並びに間接補助事業者と同一の市町村への無償による転用であること。
- (2) (1)以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ地域住民の利便の向上に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合。

① 移動通信用鉄塔施設

- ア 情報通信格差是正事業により取得した資産（以下「是正事業」という。）により移動通信サービスを行っている電気通信事業者が対象地域の加入者の増加等に応じるための設備を増設する場合
- イ 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者がデジタル方式携帯電話等の新たな移動通信サービスを提供するための設備を追加する場合
- ウ 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が移動通信サービスを提供するための設備を設置する場合
- エ 地方自治体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

② 民放テレビ放送中継施設

- ア 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、当該中継施設から放送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設を設置する場合。
- イ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、防災行政無線等の地方自治体の行政目的を遂行するための電気通信設備を設置する場合。
- ウ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、電気通信事業者が移動通信サービスを提供するための設備を設置する場合。
- エ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、当該中継施設から放送をしている放送事業者が地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、地上デジタルテレビ放送を行うための施設を設置する場合。

③ 民放中波ラジオ放送中継施設

- ア 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、当該中継施設から放送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための設備を設置する場合。
- イ 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、防災行政無線等の地方自治体の行政目的を遂行するための電気通信設備を設置する場合。
- ウ 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、当該中継施設が設置されている敷地の一部を公共的な目的のために利用する場合であって、中波ラジオ放送の空中線の電気的特性に変化を生じさせず、かつ、目的外で利用する敷地には、電波法施行規則第21条の3に従い必要な安全施設の設置がなされている場合。

④ 都市受信障害解消施設

- ア 是正事業により都市受信障害解消を行っている者が、是正事業により設置された都市受信障害解消施設を使用して新たな有線放送の業務又は電気通信役務の提供を行う場合。
- イ 是正事業により都市受信障害解消を行っている者以外の者が、是正事業により設置された都市受信障害解消施設を使用して新たな有線放送の業務又は電気通信役務の提供を行う場合。

- (3) 現に補助金が交付又は交付決定されている地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業において、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させる場合。
- (4) (3)以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。
- (5) 放送用周波数使用計画（昭和63年10月1日郵政省告示第660号）で定められた周波数の使用の期限（以下「周波数使用期限」という。）の到来前に、ケーブルテレビへの接続等により地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できる環境となる場合であって、民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業又は都市受信障害解消施設整備事業により整備された施設の一部又は全部が不用となったときの譲渡、取壊し又は廃棄による財産処分である場合。
- (6) 周波数使用期限の到来により地上アナログテレビ放送が停波した日の後であって、民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業又は都市受信障害解消施設整備事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合。

7 納付金の免除

6(5)及び(6)により財産処分する場合であって、交付要綱第18条第1項第2号及び第19条第2項に規定する収入がないと認められるときは、財産処分承認基準に基づく納付金の国庫への納付を要さないものとする。

8 その他

- (1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第12号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (2) 平成13年6月5日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴解消事業、沖縄県先島地区民放テレビ放送難視聴解消事業、小笠原地区テレビ放送難視聴解消事業、沖縄県南・北大東地区テレビ放送難視聴解消事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消事業、都市受信障害解消事業、地域イントラネット基盤整備事業及び広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業に限る。）及び平成21年7月30日以前に行われた情報通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業及び都市受信障害解消施設整備事業に限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

1 地域イントラネット基盤施設整備事業関係

- (1) 接地線
- (2) 屋外照明施設
- (3) マンホール
- (4) 空調設備
- (5) 監視設備
- (6) 消火設備
- (7) 水道施設
- (8) 貯水タンク
- (9) ろか器
- (10) 洗面・手洗施設
- (11) 予備送受信機
- (12) モニターテレビ
- (13) 修理工具
- (14) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (15) (1)から(14)までに掲げるものに類する施設・設備